

<一般委託>

健康増進計画・食育推進計画・歯及び口腔の健康づくり推進計画策定業務委託仕様書

健康増進計画・食育推進計画・歯及び口腔の健康づくり推進計画策定業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	「横須賀市健康増進計画(第4次)」「横須賀市食育推進計画(第3次)」「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画(第2次)」を策定する。
2	履行期間	契約日から令和6年3月31日
3	施行場所	横須賀市民生局健康部健康増進課
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	
6	関係法規	健康増進法第8条、食育基本法第17条、横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例
7	資格要件	下記(1)または(2)の業務の契約を元請けとして締結し、完了した実績があること。 (1)平成29年4月1日以降に、健康増進法第8条における「都道府県健康増進計画」または「市町村健康増進計画」策定及び改定業務 (2)平成29年4月1日以降に、食育基本法第17条における「都道府県食育推進計画」または第18条における「市町村食育推進計画」策定業務
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	健康部 健康増進課 広瀬 里美 046-822-4537

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

健康増進計画・食育推進計画・歯及び口腔の健康づくり推進計画策定業務委託特記仕様書

- 1 目的 横須賀市健康増進計画（第3次）、横須賀市食育推進計画（第2次）、歯及び口腔の健康づくり推進計画（第1次）が、令和5年度末に期間終了を迎えるため、最終評価及び横須賀市健康増進計画（第4次）、横須賀市食育推進計画（第3次）、歯及び口腔の健康づくり推進計画（第2次）計画を策定する。
計画期間は「令和6年4月1日～令和18年3月31日」の12年間とする。

2 業務内容

回収済アンケートの集計・分析等

※令和4年度中にアンケートを実施し、単純集計は市で行う。

(1) アンケートの集計

① クロス集計・・・200程度

(最終評価) 乳幼児・小学生・中学生・高校生・19歳～39歳、
40歳～59歳、60歳～69歳、70歳～

(計画) 乳幼児・小学生・中学生・高校生・19歳～39歳、40歳～64歳、
65歳～74歳、75歳～でそれぞれ男女別に算出しグラフ化

② 身長、体重からローレル指数（小学生）、BMI（中学生、高校生、成人）を算出

(2) アンケート結果の分析、課題の抽出、評価

(3) 報告書の作成

紙ベース及び電子媒体での提出

横須賀市健康増進計画（第4次）・食育推進計画（第3次）・歯及び口腔の健康づくり推進計画（第2次）の策定

- (1) 専門部会（3回）への出席（1名）、会議資料の作成（データ作成のみ、印刷・配布は市で行う）、テープ起こし及び会議録作成、提出（word形式）

・会議の時間は1回約2時間、委員は8名＋事務局が出席

- (2) 横須賀市健康増進計画（第4次）・食育推進計画（第3次）・歯及び口腔の健康づくり推進計画（第2次）計画素案及び最終案の作成（以下の内容等を盛り込む）

・計画の策定にあたって

・横須賀市の健康をとりまく現状について

・最終評価と課題

・新計画（重点目標および具体的取り組み）

- ・計画の推進に向けて
 - ・資料
- (3) 横須賀市健康増進計画（第4次）・食育推進計画（第3次）・歯及び口腔の健康づくり推進計画（第2次）計画書の作成

① 計画書作成及び印刷

（表紙及び裏表紙フルカラー 本文2色刷り A4 本文140ページ
300部 表紙及び裏表紙：コート 86.5kg、PP加工、本文：上質紙
44.5kg）

② 計画ダイジェスト版作成及び印刷

（フルカラー A4 表紙・裏表紙含め18ページ 3,000部
コート 76.5kg）

※計画書・ダイジェスト版についての注意事項

- ・受託者が市に紙とデータで渡す(word形式。但し表紙に限っては、
絵柄等の都合で word形式での提出が困難な場合には、当該データ
及び pdf形式での提出とすることができる)
- ・文字校正3回、色校正2回

(4) その他の最終評価及び計画策定上のコンサルティング業務

3 注意事項

- (1) 会議の日程調整、会議室の準備については、健康増進課が行う。
専門部会の委員報酬は、市が負担する。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、関連法規、国等の通知、本市が過去に策定した計画等を熟読のうえ、本市の関連職員と十分協議して進めること。
- (3) 市は受託者から納品されたすべての品を、配布、譲渡するほか、複製、加工、展示をすることができる。その他の使用については、両者協議のうえ決定する。
- (4) 納品されたファイルおよびデザインに係るデータについて、市が作成する業務の対象外のホームページ、印刷物等への使用及び加工ができるものとする。
- (5) 受託者は、成果物の提出後であっても、その不備が発見された時は速やかに受託者の費用をもって、加筆又は修正すること。

4 その他

- (1) スケジュールについて変更が生じた時には、本市と受託者との別途協議により柔軟に対応するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び記載内容に疑義の生じた事項については、別途協議するものとする。

5 スケジュール（全体）

内 容	時 期
庁内ワーキング	令和5年5月
アンケート集計・評価のまとめ	令和5年4月～令和5年6月
健康増進計画・食育推進計画専門部会	令和5年6月～令和6年1月まで合計3回
計画素案検討・作成	令和5年7月～令和6年1月
保健医療対策協議会へパブリックコメント（案）提出	令和5年10月
パブリックコメント（案）を各市議会議員に配布	令和5年11月
パブリックコメントの手続きを実施	令和5年11月～12月
パブリックコメント手続きの結果分析	令和5年12月
健康増進計画・食育推進計画専門部会へ計画素案提出	令和6年1月
保健医療対策協議会が最終案を答申	令和6年1月
パブリックコメントの手続きの結果を各市議会議員に配布	令和6年2月
企画調整会議	令和6年2月
計画書印刷	令和6年2月
議会報告	令和6年3月

*おおよその予定であり、内容および時期が変更となることがあります。